

# 訪問看護・介護予防訪問看護 訪問看護ステーション太陽の里利用規約

## (規約の目的)

**第1条** 医療法人緑の会、訪問看護ステーション太陽の里(以下「当事業所」という。)は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復向上ができますように訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供し、一方、利用者又は利用者の家族(主介護者)(以下「家族」という。)は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本規約の目的とします。

## (適用期間)

**第2条** 本規約は、利用者が訪問看護・介護予防訪問看護利用同意書を当事業所に提出したときをもって効力を有します。但し、家族の主介護者に変更があった場合は、新たに同意を得る必要があります。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本規約の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所の訪問看護・介護予防訪問看護サービスを利用することができるものとします。

## (利用者からの解除)

**第3条** 利用者及び家族は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本規約に基づく訪問看護・介護予防訪問看護サービス利用を解除、終了することができます。なお、この場合利用者または家族は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、訪問看護・介護予防訪問看護サービス開始後に利用中止を申し出た場合については、原則として、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

## (当事業所からの解除)

**第4条** 当事業所は、利用者及び家族に対し、次に掲げる場合には、本規約に基づく訪問看護・介護予防訪問看護サービスの利用を解除、終了することができるものとします。

- ① 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な訪問看護・介護予防訪問看護サービスの提供が困難と判断された場合。
- ② 利用者及び家族が本規約に定める利用料金を1ヶ月間滞納しその支払いを督促したにもかかわらず支払われない場合。
- ③ 利用者又は家族が、当事業所、当事業所の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ④ 天災など、その他やむを得ない理由により、利用させることができない場合。
- ⑤ 契約者が介護保険施設に入所した場合、また医療機関等へ入院となり退院が出来ない場合、若しくは長期にわたり退院が見込まれない場合(概ね3ヶ月)。

## (利用料金)

**第5条** 利用者及び家族、連帯保証人は、連帯して当事業所に対し、本規約に基づく訪問看護・介護予防訪問看護サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された日ごとの合計額を支払う義務を負うものとします。

また、介護報酬改定、診療報酬改定があった場合等、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとする。

2 当事業所は、利用者又は家族から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

**(秘密の保持)**

**第6条** 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません（守秘義務）。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び家族から、予め同意を得た上で行われるものとします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報提供の提供
- ② 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様とします。

**(緊急時の対応)**

**第7条** 当事業所は訪問看護・介護予防訪問看護サービス利用中に利用者の病状が急変した場合、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに家族に対し、緊急に連絡するものとします。

**(事故発生時の対応)**

**第8条** 当事業所は、利用者に対する訪問看護・介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は市町村、扶養者、居宅介護支援事業者等に緊急に連絡を行うとともに必要な措置を講じることとします。

2 当事業所は利用者の家族が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

**(要望又は苦情等の申出)**

**第9条** 当事業所の提供する訪問看護・介護予防訪問看護サービス提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員から質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。

3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。

**(賠償責任)**

**第10条** 訪問看護・介護予防訪問看護の提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、関連法規に照らして、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び家族は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

**(利用規約に定めのない事項)**

**第11条** この規約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法規に定めるところにより、利用者又は家族と当事業所が誠意をもって協議することとします。

訪問看護・介護予防訪問看護  
訪問看護ステーション太陽の里ご利用案内

1. 事業所概要

|        |                         |     |              |
|--------|-------------------------|-----|--------------|
| 事業所名称  | 医療法人 緑の会 訪問看護ステーション太陽の里 |     |              |
| 所在地    | 沖縄県石垣市字真栄里 556 番地の 1    |     |              |
| 法人種別   | 医療法人 緑の会                | 代表者 | 理事長 大島 常功    |
| 事業所管理者 | 直井 久代                   |     |              |
| 電話番号   | 0980-88-5556            | FAX | 0980-88-5510 |

2. 事業の目的及び運営方針

- ①要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。
- ②利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行う。
- ③事業者は自らその提供する訪問看護・介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

3. 通常事業実施地域

石垣市・竹富町とする。

4. 事業所の職員体制

| 職員の職種           | 員数          | 職務内容                                                    |
|-----------------|-------------|---------------------------------------------------------|
| 管理者<br>(看護職員兼務) | 1 人<br>(常勤) | ・ 訪問看護指示書に従って行われるよう、管理する。<br>・ 所属職員の指導監督・設備及び備品等の管理・その他 |
| 訪問看護職員          | 2 人<br>(常勤) | ・ 訪問看護計画及び報告書、訪問看護記録を作成し、訪問看護を担当する。                     |
| 訪問看護の<br>リハビリ職員 | 1 人<br>(常勤) | ・ 訪問看護計画及び報告書、訪問看護記録を作成し、訪問看護の<br>リハビリを担当する。            |

5. 営業日及び営業時間

一 営業日及び営業時間

月曜日から金曜日 8 時 30 分から 17 時 30 分

土曜日 8 時 30 分から 12 時 30 分

休日

土曜日 12 時 30 分から、日曜日、1 月 1 日、1 月 2 日

二 サービス提供時間

6 時 00 分から 8 時 00 分 (早朝 勤務)

8 時 00 分から 18 時 00 分 (通常 勤務)

18 時 00 分から 22 時 00 分 (夜間 勤務)

22 時 00 分から 6 時 00 分 (深夜間勤務)

三 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする

。
6. 訪問看護サービスの提供方法

- ① 訪問看護の提供に当っては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- ② 訪問看護の提供に当っては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- ③ 訪問看護の提供に当っては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってこれを行う。
- ④ 訪問看護の提供に当っては、常に利用者の病状、心身の状況及びそのおかれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

7. 訪問看護サービスの内容

- ① 症状・障害・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪・入浴の介助等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡予防・処置
- ⑤ ターミナルケア・認知症患者の看護
- ⑥ 療養生活や介護方法の指導
- ⑦ カテーテルなどの交換・管理
- ⑧ その他医師の指示による医療処置
- ⑨ 自宅でのリハビリテーション

※1回 分の料金（理学療法士の場合）は、  
・基本料金 円/回に  
サービス提供体制加算（ 円）をたして 円  
特別地域加算（15%）加算して、 円です。

※1回 分の料金（看護師の場合）は、  
・基本料金 円/回に  
サービス提供体制加算（6円）をたして 円  
特別地域加算（15%）加算して、 円です。

※1か月、理学療法士 回 + 看護師 回の訪問だと、  
円 × 回 = 円  
円 × 回 = 円  
円 + 円で 合計 円 になります。

## 8. 利用料（利用者負担額）

### （１）訪問看護費

#### ア. 要介護（１～５）の基本料金      \*要支援（１・２）の料金は（ ）内です。

|       | 30分未満         | 30分以上<br>1時間未満 | 1時間以上<br>1時間30分未満 |
|-------|---------------|----------------|-------------------|
| 看護師   | 471円（支援：451円） | 823円（支援：794円）  | 1,125円（支援：1,087円） |
| 准看護師  | 423円（支援：405円） | 739円（支援：713円）  | 1,013円（支援：979円）   |
| リハビリ  | 40分未満         | 60分未満          |                   |
| 理学療法士 | 588円（支援：568円） | 795円（支援：425円）  |                   |

\*要支援のリハビリの場合、理学療法士の利用開始の月から12か月超の利用者様は、1回につき、（40分：30円・60分：45円）の減算になります

\*訪問回数超過等減算：要支援のリハビリで、理学療法士による訪問回数が、看護師による訪問回数を超過している場合、減算になります。

### イ. 加算料金

| 項 目                 |       |                                         |
|---------------------|-------|-----------------------------------------|
| 早朝（午前 6時から午前 8時）    |       | 所定料金の25%が加算                             |
| 夜間（午後 6時から午後10時）    |       | 所定料金の25%が加算                             |
| 深夜（午後10時から午前 6時）    |       | 所定料金の50%が加算                             |
| 特別地域加算              |       | 所定料金の15%が加算（支給限度額外）                     |
| 長時間訪問看護加算           |       | 300円/回（所要時間が1時間30分以上となった場合）             |
| 複数名訪問加算             | 30分未満 | 254円/回（1人で看護を行うことが困難な場合）                |
|                     | 30分以上 | 402円/回（1人で看護を行うことが困難な場合）                |
| 緊急時訪問看護加算（体制評価）     |       | 574円/月（支給限度額外）                          |
| サービス提供体制加算Ⅱ 1       |       | 看護師 30分 3円/回<br>理学療法士 40分：6円/回 60分：9円/回 |
| ターミナルケア加算（死亡月）      |       | 2,500円（支給限度額外）                          |
| 特別管理加算 Ⅰ            |       | 500円/月（支給限度額外）                          |
| 特別管理加算 Ⅱ            |       | 250円/月（支給限度額外）                          |
| 退院時共同指導加算           |       | 600円/月                                  |
| 初回加算 Ⅰ              |       | 350円/月                                  |
| 初回加算 Ⅱ              |       | 300円/月                                  |
| 訪問回数超過等減算           |       | 40分：－16円/回    60分：－24円/回                |
| 12月超減算2（支援・開始1年後から） |       | 40分：－30円/回    60分：－45円/回                |

※初回訪問の月と、2ヶ月以上訪問が休みになり、再度訪問する時は加算を頂きます。ご了承ください。

(2) 各種医療保険利用の場合

| 項 目                                                                                  | 1 割又は2割負担<br>(後期高齢・国保)            | 3割負担<br>(社保 本人・家族)<br>国保(後期高齢 退職本人) | 備 考              |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|------------------|
| 月1回目(1日につき)<br>訪問看護基本療養費5,550円<br>(准看護師基本療養費5,050円)<br>訪問看護管理療養費7,440円<br>合計12,990円  | 1日目<br>(1割)1,299円<br>(2割)2,598円   | 3,897円                              | 月の初日のみ           |
| 月2回目以降(1日につき)<br>訪問看護基本療養費5,550円<br>(准看護師基本療養費5,050円)<br>訪問看護管理療養費3,000円<br>合計8,550円 | 2日目以降1日<br>(1割)855円<br>(2割)1,710円 | 2,565円                              | 基本療養費<br>3日/週まで  |
| ※1週4回目以降(1日につき)<br>訪問看護基本療養費6,550円<br>(准看護師基本療養費6,050円)                              | 4日目以降1日<br>(1割)655円<br>(2割)1,310円 | 4日目以降1日<br>(3割)1,965円               | 基本療養費<br>4日目以降/週 |
| 医療機関に入院中で在宅療養のために一時的に外泊をする利用者に対し訪問看護を行った場合<br>8,500円                                 | 850円<br>又は1,700円                  | 2,550円                              |                  |
| 訪問看護情報提供療養費<br>1,500円                                                                | 1割 150円<br>2割 300円                | 3割 450円                             |                  |
| 24時間対応体制加算<br>6,400円                                                                 | 640円<br>又は1,280円                  | 1,920円                              | 1ヶ月毎             |
| 特別管理加算<br>2,500円                                                                     | 250円<br>又は500円                    | 750円                                | 1ヶ月毎             |
| ※特別な管理<br>5,000円                                                                     | 500円<br>又は1,000円                  | 1,620円                              | 1ヶ月毎             |
| 緊急訪問看護加算(1日につき)<br>2,650円                                                            | 250円<br>又は500円                    | 800円                                |                  |
| 特別地域訪問看護加算<br>基本療養費の50/100                                                           |                                   |                                     | 片道1時間以上          |

※1 厚生労働大臣が定める疾患の場合、週4回以上の訪問看護が認められています。

※2 特別な管理→ 在宅悪性腫瘍指導管理・在宅気管切開患者指導管理  
気管カニューレを使用している状態  
留置カテーテルを使用している状態

〈難病等複数回訪問看護加算〉

厚生労働大臣の定める疾患の場合、1日に2回の場合 → 4,500円  
3回の場合 → 8,000円

< 公費 >

各種公費に対しては、公費負担受給者書等を確認し対応させていただきます。

| 項 目                                                                      | 1 割又は2割負担<br>(老人医療費受給者)              | 3割負担<br>(社保 本人・家族)<br>国保 (退職本人) | 備 考         |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|-------------|
| 退院時共同指導加算<br>6,000円                                                      | 600円<br>又は 1,200円                    | 1,800円                          | 1 回         |
| ※退院時に病院の医師・看護師と共に療養上の指導をした場合。末期の悪性腫瘍は2回可                                 |                                      |                                 |             |
| 退院支援指導加算<br>6,000円                                                       | 600円<br>又は 1,200円                    | 1,800円                          |             |
| ※末期の悪性腫瘍の患者や医療機器を使用する患者に対し、訪問看護師が退院日に在宅において療養上必要なしどうを行った場合。              |                                      |                                 |             |
| 在宅患者連携指導加算<br>3,000円                                                     | 300円<br>又は 600円                      | 900円                            | 1 回/月       |
| ※医療機関関係職種間で文書により共有した情報により、患者・家族への指導を行うと共にその指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供した場合。 |                                      |                                 |             |
| 在宅患者緊急時等<br>カンファレンス加算2,000円                                              | 200円<br>又は 400円                      | 600円                            | 2 回/月       |
| ※患者の急変に伴い、医療関係職種等が一同に会してカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合。                       |                                      |                                 |             |
| ターミナルケア療養費<br>25,000円                                                    | 2,500円<br>又は 5,000円                  | 6,000円                          | 終末期ケアを行った場合 |
| 複数名訪問看護加算<br>①②は1 回/週を限度                                                 | 同時に複数の看護師等による訪問看護が必要として厚生労働大臣が定める者のみ |                                 |             |
| ①看護師、理学療法士等と同行<br>4,300円                                                 | 1 割 430円<br>2 割 860円                 | 3割1,290円                        |             |
| ②准看護師と同行<br>3,800円                                                       | 1 割 380円<br>2 割 760円                 | 3割1,140円                        |             |
| ③看護補助と同行<br>3,000円                                                       | 1 割 300円<br>2 割 600円                 | 3割 900円                         |             |
| 早朝 (午前6時～午前8時)<br>2,100円/回                                               | 1 割 210円<br>2 割 420円                 | 3割 630円                         |             |
| 夜間 (午後6時～午後10時)<br>2,100円/回                                              | 1 割 210円<br>2 割 420円                 | 3割 630円                         |             |
| 深夜 (午後10時～午前6時)<br>4,200円/回                                              | 1 割 420円<br>2 割 840円                 | 3割1,260円                        |             |

〈差額利用料〉各種保険で対応できない部分は、差額料金をお支払い下さい。

- |                    |          |         |
|--------------------|----------|---------|
| ① 2時間を超える長時間看護     | 1回30分あたり | 1,200円  |
| ② 休日の利用            | 1回毎に     | 1,500円  |
| ③ 死亡時のご遺体のお世話に係る費用 |          | 15,000円 |

〈保険適用外の訪問看護〉

|         |        |
|---------|--------|
| 1回基本利用料 | 3,000円 |
|---------|--------|

休日・時間外加算（平日）

|          |     |        |
|----------|-----|--------|
| 休日時間外の利用 | 1回毎 | 1,500円 |
|----------|-----|--------|

|           |     |        |
|-----------|-----|--------|
| 深夜 22時～5時 | 1回毎 | 2,000円 |
|-----------|-----|--------|

受診付添い（訪問診療も含む。）

|                   |        |
|-------------------|--------|
| ※訪問車にはお乗りいただけません。 | 1,500円 |
|-------------------|--------|

〈その他〉

これらのサービスのほかに、利用者の方から実費料金を頂くものもありますので、具体的にはご相談ください。

### （3）支払方法

毎月10日までに前月分の請求書を発行しますのでその月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。お支払方法は、銀行振込の方法となっています。

## 9. 緊急時の対応

- ① 訪問看護師等は常に、病状の急変その他緊急状態が発生した場合の医療機関の確保と、速やかに主治医の指示が得られるような体制を確保するものとする。
- ② 訪問看護等は、利用者に対して緊急時の主治医への連絡方法および訪問看護師への連絡方法について、周知徹底を図るものとする。
- ③ 訪問看護等は、訪問看護の提供を行っているときに利用者の症状に急変その他緊急の事態が発生した場合には、速やかに主治医に連絡し、主治医の指示に従って適切な処置を行うこととし、主治医と連絡が困難な場合には緊急搬送等の的確な措置を講じるものとする。

## 10. 事故発生時の対応

- ① サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は利用者に対し必要な設置を講じます。
- ② 主治医へ報告し専門的な医学的対応と判断した場合、専門的機関での診療を依頼します。
- ③ 当事業所利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

## 11. 苦情・相談窓口

当事業所には苦情・相談窓口がありますのでお気軽にご相談下さい。また要望や苦情など、お寄せいただければ速やかに対応いたします。

当事業所の提供する訪問看護・介護予防訪問看護サービス提供に対しての要望又は苦情等について、担当職員に申し出ることができます。又は当事業所の所定の場所に設置する「ご意見箱」に備付きの用紙で管理者宛に投函して申し出ることができます。

| 利用者ご相談窓口                      | 営 業 時 間                     | 住 所                        | 電 話          |
|-------------------------------|-----------------------------|----------------------------|--------------|
| 訪問看護ステーション太陽の里<br>担当者 直 井 久 代 | 平日8:30~17:30<br>土8:30~12:30 | 沖縄県石垣市字真栄<br>里 556 番地の 1   | 0980-88-5556 |
| 石垣市役所（介護長寿課）                  | 平日 8:30~17:00               | 沖縄県石垣市<br>美崎町 14 番地        | 0980-82-7158 |
| 竹富町役場（福 祉 課）                  | 平日 8:30~17:00               | 沖縄県石垣市<br>美崎町 11 番地        | 0980-82-6191 |
| 沖縄県国民健康保険団体連合会                | 平日 8:30~17:00               | 沖縄県那覇市西<br>3 丁目 14 番地 18 号 | 098-863-5724 |

# 訪問看護・介護予防訪問看護利用同意書

医療法人緑の会、訪問看護ステーション太陽の里の訪問看護・介護予防訪問看護サービスを利用するにあたり、重要事項説明書（訪問看護・介護予防訪問看護利用規約、訪問看護・介護予防訪問看護ご利用案内、個人情報の利用目的）を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和      年      月      日

<利用者> 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

<家 族> 住 所 \_\_\_\_\_

<主介護者>

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

<説明者> 氏 名      直井   久代      印

<事業所> 所在地      石垣市字真栄里556番地-1  
名 称      医療法人 緑 の 会  
訪問看護ステーション太陽の里  
理事長      大 島   常 功  
電話番号      0980-88-5556

|         |      |  |    |    |  |
|---------|------|--|----|----|--|
| 緊急時の連絡先 | 氏 名  |  |    | 続柄 |  |
|         | 住 所  |  |    |    |  |
|         | 電話番号 |  | 携帯 |    |  |
|         | 氏 名  |  |    | 続柄 |  |
|         | 住 所  |  |    |    |  |
|         | 電話番号 |  | 携帯 |    |  |
|         | 氏 名  |  |    | 続柄 |  |
|         | 住 所  |  |    |    |  |
| 電話番号    |      |  | 携帯 |    |  |

# 利用者負担(利用料)にかかる誓約書

医療法人緑の会 訪問看護ステーション太陽の里の訪問看護及び介護予防訪問介護サービスを利用するにあたり、重要事項説明書に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、訪問看護ステーション太陽の里の訪問看護及び介護予防訪問介護サービスを利用した場合に、これらの対価として事業所の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを連帯保証人と共に誓約します。

## 記

1. 訪問看護ステーション太陽の里の諸規程を守り、事業所の指示に従います。
2. 連帯保証人は利用料金の債務について保証し、支払い者と連帯して履行の責を負うものとします。
3. 利用料等の費用の支払いについては、訪問看護ステーション太陽の里に対し一切迷惑をかけません。

令和      年      月      日

医療法人緑の会  
訪問看護ステーション太陽の里  
理事長 大 島 常 功 殿

< 利用者 > 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

< 支払い者 > 住 所 \_\_\_\_\_

（請求書  
領収書  
送付先）

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

< 連帯保証人 > 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

利用者との関係（ \_\_\_\_\_ ）

< 説明者 > 氏 名      直井 久代      印 \_\_\_\_\_

## 個人情報の利用目的

医療法人緑の会では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への訪問看護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 〔訪問看護事業所内部での利用目的〕

- 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
  - ・利用者の管理
  - ・会計・経理
  - ・事故等の報告
  - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・利用者の診療等に当たり、主治医等の意見・助言を求める場合
  - ・家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
  - ・保険事務の委託
  - ・審査支払機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### 〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- 当事業所の管理運営業務のうち
  - ・訪問看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ・当事業所において行われる学生の実習への協力
  - ・当事業所において行われる事例研究

#### 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- 当事業所の管理運営業務のうち
  - ・外部監査機関への情報提供

## 個人情報使用同意書

私，（利用者および家族）の個人情報については、居宅サービス計画に沿って訪問看護サービスの提供を円滑にするために実施されるサービス担当者会議、居宅介護支援事業所、介護保険事業所等への連絡調整のための情報提供において必要な場合、必要最小限の範囲において使用することに同意します。

令和      年      月      日

医療法人 緑 の 会

訪問看護ステーション太陽の里

理事長      大 島      常 功      殿

<利用者> 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

<家 族> 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_